

○厚生労働省告示第七十六号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）の規定に基づき、複合病棟に関する基準等（平成十二年三月厚生省告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

第一号の(2)中「基本診療料の施設基準等（平成十二年三月厚生省告示第六十七号）」を「基本診療料の施設基準等（平成十四年三月厚生労働省告示第七十三号）」に改め、「及び第四病院の入院基本料の施設基準の通則の(4)」を削り、同(4)中「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に改め、同(5)中「看護婦の数」を「看護師の数」に、「看護婦及び准看護婦」を「看護師及び准看護師」に改め、同(6)中「看護婦」を「看護師」に、「十」を「六」に改める。

第二号の表を次のように改める。

患者の区分	厚生労働大臣の定める入院基本料の算定方法
複合病棟の医療療養病床である病室に入院している患者	当該患者の入院基本料については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第一医科診

<p>療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の療養病棟入院基本料の注1の規定による入院基本料2又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準別表第一老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科点数表」という。）の老人療養病棟入院基本料の注1の規定による老人入院基本料2を算定するものと同額とし、それぞれ医科点数表第1章第2部第1節の通則及び療養病棟入院基本料の注3から注5まで又は老人医科点数表第1章第2部第1節の注及び老人療養病棟入院基本料の注3から注5までを適用する。</p>	<p>複合病棟の医療療養病床以外の病室に入院している患者</p>
<p>当該患者の入院基本料については、当該病棟の療養病床以外の病室に係る平均在院日数に応じ、医科点数表的一般病棟入院基本料の注2の規定によるI群入院基本料5若しくはII群入院基本料5又は老人医科点数表の老人一般病棟入院基本料の注2の規定によるI群老人入院基本料5若しくはII群老人入院基本料5を算定するものと</p>	

同額とし、それぞれ医科点数表第1章第2部第1節の通則及び一般病棟入院基本料の注4及び注5又は老人医科診療報酬点数表第1章第2部第1節の注及び老人一般病棟入院基本料の注4から注7までを適用する。ただし、看護補助加算については、6対1看護補助加算を算定する。

第二号の次に次の二号を加える。

三 算定制限

前号の規定にかかわらず、複合病棟の入院基本料又は老人入院基本料は、第一号の基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た保険医療機関のうち、平成十四年三月三十一日において複合病棟を有する保険医療機関においてのみ、複合病棟（平成十四年三月三十一日において複合病棟の入院基本料又は老人入院基本料を算定するものに限る。）に入院している患者に限り、算定することができる。

四 讀替規定

- (1) 平成十五年三月三十一日までの間は、第一号(6)中「六」とあるのは「十」と、第二号の表中「入院基本料2」とあるのは「入院基本料7」と、「老人入院基本料2」とあるのは「老人入院基

本料7」と、「6対1看護補助加算」とあるのは「10対1看護補助加算」とする。

(2) 平成十五年八月三十一日までの間は、第一号(3)中「療養病床（介護保険法）とあるのは「療養病床及び医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（これらのうち介護保険法」と、第二号の表中「の療養病床」とあるのは「の療養病床（医療法等の一部を改正する法律附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。）」とする。